

県有施設における病害虫等防除に関する基本方針について

【趣旨】

農薬、殺虫剤等の薬剤は、病害虫等の防除においては有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、県庁をはじめとした県有施設が率先して病害虫等防除時に、できる限り薬剤を使用しない方法を推進することにより、環境への負荷の低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この基本方針を定める。

【基本方針】

県有施設においては、病害虫等の生息状況に関わらず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないものとする。

1 発生の予防

日頃から病害虫等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

2 生息状況の確認

病害虫等の防除にあたっては、あらかじめ生息状況調査等により、その発生状況を早期に把握するものとする。

3 薬剤を使用しない防除

病害虫等の発生が確認され、防除が必要とされた場合には、薬剤を使用しない方法を検討し、できる限り薬剤を使用しない方法で防除を実施するものとする。

4 薬剤の使用法

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

(1) 使用にあたっては、誘殺、塗布など散布以外の方法を検討すること。

(2) 適切な薬剤を使用すること。

ア 農薬は、適用作物、防除対象の病害虫等に適用がある登録農薬とする。

イ 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。

(3) やむを得ず散布する場合であっても、散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限にとどめること。

(4) 使用方法、使用上の注意事項を遵守すること。

5 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を使用する場合は、施設利用者及び周辺住民に対し、薬剤使用の事前・事後に作業の目的、日時、場所、使用する薬剤名、注意事項を周知する。また、やむを得ず散布する場合は、薬剤の飛散防止に最大限配慮する。特に子どもが多く利用する施設やその周辺では十分配慮する。

6 記録、保存

生息状況調査の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存する。

7 業務委託

病害虫等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、委託業者と十分打ち合わせる。

8 マニュアルの策定

病害虫等の防除に係る具体的事項については、各施設管理者が別にマニュアルを策

定するものとする。

9 研修の実施

この基本方針を周知させるため、研修を実施するものとする。

10 基本方針の適用

この方針は、平成20年4月1日から適用する。